

現在の状況—本人の現在の状況をこのセクションに関連させて記述すること。公的後見制度援助計画によって生じた変化や過去の（もしあれば）後見制度援助計画の審査が完成させた変化に注目すること。十分な情報を提供せよ。そうすれば新たな目標や目的が明らかになる。準備段階を通じて獲得された新たな或いは変更された関連情報がここに含まれるべきである。

決定、等々なされたこと—過去1年間に本人の利益のために、公的後見人事務所によってなされたあらゆる決定を記録すること。各々の決定の結果の簡潔な陳述も含めること。

目標達成—以前に達成されたあらゆる目標（但し現存する後見制度援助計画審査には完成されていなかったり注目されていないもの）を記録し、現在の状況を記録すること。未だ是正されていない場合には簡潔に理由を示すこと。

新たな目標/目的—新たな目標と同様に次の12ヵ月以内に達成できると一致できる目標を記録すること。

セクションC（勧告と同意）

このセクションは、新しい目標かつ/または目標が設定される際に、それが適切であれば、本人や家族によってのみ必要である。家族のメンバーは、読んでも役立たないと認識するかもしれないが、本人や家族が各々同意できる目的の変化や新たな目標に到達するために協定した合理的努力が記述される。もし何らかの理由で本人或いは家族が書式にサインしたくない場合或いはできない場合には、適当な空白を設け、説明を記入すること。

セクションD（審査と認可）

後見制度援助計画の審査が完全になる前に、公的後見代理によって審査がなされなければならない。公的後見代理はこれが完全であり、正確で、適切であると判断された時のみ書式を許可すべきである。

(書式)

後見制度援助計画審査

日付

A 身分的情報

名前 _____

住所 _____

電話番号 _____

生年月日 _____

命令発効日 _____

検閲日 _____

相談

—本人 _____

—家族 (記入して下さい)

—サービス提供者 (記入して下さい)

B 審査と修正

公的後見人のもつ権力及び権威に関する部分のみを完成させること

どこに住むか：

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

誰と暮らし、相談するか

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

社会的活動

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

仕事

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

教育、職業、その他の訓練

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

資格、免許等々

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

法的措置（訴訟手続）

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

ヘルスケア（医療・介護）

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

日々の決定

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的

新たな目標

その他の問題

現在の状況

決定等々なされたこと

目標達成

新たな目的
新たな目標

C 勧告・同意 (新たな目標/目的が設定された場合に記入してください)

公的後見代理補による勧告 _____ 日付 _____

本人の同意「私は同意します」 _____ 日付 _____

家族の同意 _____ 日付 _____

関与したくない場合かつ/または賛同したくない場合は、どうぞ説明してください

D 審査と認可

公的後見代理 _____ 日付 _____

IV-3-4 どこに住むか（居住（配置）計画）

関連法規:

成年者援護法 10条 2a 項, 11 条

公的後見人が本人の後見人であり、本人がどこに住むかを定めるためにその権力と権威を承諾された場合、権限を委任された（第 4 章、セクション 3、トピック 5 を参照）公的後見代理補はこのような決定を公的後見人に代わってなすものである。ここでの決定は一つの住居から自発的に離れる認可を与えること或いはそれを促進することから新しい住居のどちらかを選ぶことの認可を与えることの範囲とみなされる。（一時的にせよ永久にせよ）

各々個人は異なっているので、すべての本人にとって、住居の選択は単一の類型で適切であるわけではない。本人の後見制度援助計画（第 4 章、セクション 3、トピック 2 を参照）は、あらゆる自発的な住居の変更を導かなければならない。個人的なかつ／または後見人の統制を超える理由から、本人が現在の居住環境に止まらなければならない場合に、そして、本人の目的が居住環境に残されている場合に、公的後見代理補は個人の後見制度援助プランの「どこに住むか」のセクションを完成するプロセスを繰り返さなければならない。これらの目的と目標は、公的後見代理補の決定によって導き出されるべきである。

IV-3-5 どこに住むか（地域間移動）

関連法規:

成年者援護法 10 条 2a 項

公的後見人事務所によるサービス供給の責任範囲には、3つの地域活動が分かれて存在しているので、本人の地域間移動には調整が要求される。地域間の移動は以下のガイドラインに倣うべきである

1. 本人の後見制度援助計画（第 4 章、セクション 3、トピック 2 を参照）における個人としての居住計画が地域選択の一義的責任である。
2. 地域選択は、地域を容認する公的後見代理が、すべての可能性ある居住地を助言してなされるものである。地域を容認する公的後見代理は、地域選択において公的後見代理補の責任があるケースの審査をする公的後見代理補に任務を割り当てる。
3. 居住地はある一つの地域（選択）であるが、3 ヶ月以内しか持続しないことが予想されている場合、特別の協同的な住まい方がいくつかのケースには要求されるが、地域選択は本人の一義的な責任を支持する。これらの短期的居住地は通常アセスメントや治療の目

的のために存在するであろう。

4. 地域選択は、本人或いは公的後見代理補によって容認された地域を訪問するすべての居住地に関連することを助言する。

5. 地域選択は、通常現在の居住地以前に、少なくとも2週間、容認された地域について助言するものである。これは記録され、本人がもつ居住計画についての特定の特別なニーズのアウトラインを含むものである。

6. 地域選択は、容認された地域の範囲に本人が居住した場合、(#2以上に概説されたものを除き) 本人のペーパーをファイルし、コンピュータ情報を移動するものである。

7. 容認された地域は、居住が決定した後直ちに(#2以上に概説されたものを除き) 本人の責任を負う。地域選択は、しかしながら、必要に応じて容認された地域の相談を引き続き利用できるべきである。

8. 可能な限り、計画段階の早い時期から、容認された地域は、配置選択の決定において相談し、参加できるべきである。

IV-3-7 だれと相談するか

関連法規:

成年者援護法 10条 2b 項, 11 条

公的後見人が本人の後見人であり、本人がだれと暮らし、だれと相談するかを決めるためにその権力と権威を承諾された場合、権限を委任された(第・章、セクション3、トピック5を参照) 公的後見代理補はこのような決定をなすものである。公的後見代理補は第・章、セクション3、トピック1に概説された意思決定ガイドラインを利用することである。

IV-3-10 社会的活動

関連法規:

成年者援護法 10条 2c 項, 11 条

公的後見人が本人の後見人であり、本人が社会的活動に参加すべきであるかどうか、もしそうであればその本質、それについての範囲、関係する問題について決めるためにその権力と権威を承諾された場合、権限を委任された(第・章、セクション3、トピック5を参照) 公的後見代理補はこのような決定をなすものである。公的後見代理補は第・章、セ

クション3、トピック1に概説された意思決定ガイドラインを利用することである。

IV-3-13 仕事

関連法規:

成年者援護法 10条 2d 項, 11 条

公的後見人が本人の後見人であり、本人が働くべきかどうか、もしそうであればその本質、仕事のタイプ、関係する問題について決めるためにその権力と権威を承諾された場合、権限を委任された（第・章、セクション3、トピック5を参照）公的後見代理補はこのような決定をなすものである。公的後見代理補は第・章、セクション3、トピック1に概説された意思決定ガイドラインを利用することである。

IV-3-16 教育、職業、その他

関連法規:

成年者援護法 10条 2e 項, 11 条

公的後見人が本人の後見人であり、本人が教育、職業、その他の訓練に参加すべきかどうか、もしそうであればその本質、それについての範囲、関係する問題について決めるためにその権力と権威を承諾された場合、権限を委任された（第・章、セクション3、トピック5を参照）公的後見代理補はこのような決定をなすものである。公的後見代理補は第・章、セクション3、トピック1に概説された意思決定ガイドラインを利用することである。

IV-3-19 免許及び許可

関連法規

成年者援護法 第10条 2 f, 第11条, 第46条

公的後見人が要援護成年者の後見人であり、かつ、法によって必要とされる免許、許可、認可、その他の同意若しくは承認を申請すべきかどうかを決定する権能と権限を付与されている場合、権限を付与された（第2章第3節トピック5参照）公的後見代理人はそれらの決定を行ってよい。当該公的後見代理人は、第4章第3節トピック1に概説されている意思決定ガイドラインを用いるべきである。

註 法第46条は、後見命令又は受託命令はそれのみをもって、要援護成年者に遺言処分をする法的能力がないことの十分な証拠になるものではないとしている。この決定は個々の法律家によってなされる。公的後見代理人は、証人になる場合（仮にそれを求められて）

を除き、要援護成年者の遺言にサインすることはできない。

IV-3-22 法的手続（責任の免除）

関連法規:

成年者援護法 第10条 2g

(訳文なし)

関連法規:

成年者援護法 第10条 2g

刑法

公的後見人が選任され（かつ法的手続を開始し、合意により処理し、若しくは終結させる権能と権限が付与され）ている要援護成年者が刑事法上の容疑をかけられ、あるいは、刑事犯罪の被害者になっていると考えられるとの情報が得られた場合は、公的後見人事務所は次のようにすべきである。

a) 刑事法上の容疑をかけられている場合

- 1 その容疑に関して、要援護成年者の所在と要援護成年者の心身の状態、捜査機関の名称などの詳しい事実の概要を最大限に収集すること。
- 2 警察に対して、容疑をかけられた者が要援護成年者であることを忠告し、弁護士を依頼できるまでは要援護成年者に取り調べをしてはならないことを要求すること。後見人選任命令書の写しをできるだけ速やかに捜査機関に渡すべきである。
- 3 速やかに公的後見人マネージャーに知らせること。
- 4 公的後見人マネージャーは、その容疑の重大性を測り、活動計画を準備し、取扱に慎重を要する場合は公的後見人に注意を促すべきである。
- 5 公的後見人マネージャーは、要援護成年者が法律扶助を受ける資格を有するかあるいは資産を持っているかどうかを調査して決定すべきである。
- 6 公的後見人マネージャーは、要援護成年者の弁護士が教示されていることを確認すべきである。できれば、当該要援護成年者はすべての手続にかかわらされるべきである。
- 7 適切な場合（つまり、当該要援護成年者から異議がない）は、当該要援護成年者の家族は当該容疑と提起される訴訟について知らされるべきである。

b) 刑事法上の容疑を立件する場合

- 1 その事件について、要援護成年者の心身の状態及び証人の氏名といった詳しい事実の概要を最大限に収集すること。
- 2 速やかに公的後見人マネージャーに知らせること。

- 3 公的後見人マネージャは、当該事件の重大性を測り、活動計画を準備し、公的後見人に注意を促すべきである。
- 4 公的後見人マネージャは、捜査機関に対して容疑をかけることに正当な根拠があると考えられるのかどうかを尋ねるべきである。
- 5 公的後見人は、可能な場合はいつでも、警察または司法長官に容疑を立件してもらわなければならない。

IV-3-24 法的手続（選挙）

成年者援護法 10 条（2g）

カナダ選挙法

精神障害のあるカナダ市民は、18歳以上でカナダに居住しているれば、選挙権を有する。彼らは投票したいと思えば、公民権を行使することができ、また、投票者名簿や投票数において通常許される以外の方法による援助を受けることなしに投票用紙を投ずる資格があるのである。

要援護成年者が投票者名簿に登録されていないけれども、投票の希望を表明している場合、公的後見代理人は以下のようにすべきである。

- a) 要援護成年者が選挙管理員に尋ねられる3つの基本的な質問に答えられるかどうかを調べる。3つの質問とは、
 - 1) あなたは18才かあるいは投票日までに18才になりますか。
 - 2) あなたはカナダ市民ですか。
 - 3) あなたは（ある特定の日に）ここに住んでいましたか。そして、投票日にもここに住んでいるつもりですか。
- b) 要援護成年者が a) の質問に答えられ、あるいは、おそらく答えられる場合で、病院またはその他類似の施設で、おおむね30日以上以上の在院期間または不定期だが30日以上継続する可能性のある在院期間で治療を受けている場合は、公的後見人代理人は当該施設内で投票者名簿登録手続が準備され投票者名簿登録があるように要請すべきである。
- c) 要援護成年者が a) の質問に答えられ、あるいは、おそらく答えられる場合で、病院またはその他類似の施設で、30日以内の在院期間または不定期だが30日以内で継続する可能性のある在院期間で治療を受けている場合もまた、公的後見人代理人は当該施設内に投票者名簿登録があるように要請すべきである。しかし、この要請は、当該要援護成年者の通常の居所の選挙管理委員会によってなされるはずである。註：

要援護成年者が選挙期間中なお施設にいる場合は、必要であれば代理人によって投票することもできる。

- d) 要援護成年者が a) の質問に答えられ、あるいは、おそらく答えられる場合で、その者の通常の居所に居住している場合、投票者名簿への登載が行われていることを確実にするように確認すること、そして、必要なら（要援護成年者が名簿から漏れていた場合は）、名簿に登載することを整えることを確実にするようにかくにんすること。

IV-3 25 法的手続（肖像を撮ること）

関連法規:

成年者援護法 10 条 (2g), 11 条 (a)

公的後見人が要援護成年者の後見人であり、かつ、要援護成年者の財産には関係しない法的手続を開始し、折衝し、和解する権能と権限を与えられている場合は、肖像を撮ることについて承認を与えることが許される。承認が必要な肖像は、限定されるものではないが、要援護成年者の身分証明のためや友人や家族の思い出としての複写ファイルという要援護成年者の個人的な所有物以外の目的で使用される本人の肖像のビデオ、写真、フィルムを含む。

肖像を撮ることの承認を求められた場合、公的後見人代理人は次のことをべきである。

- a) その肖像の用途の詳細な説明を入手すること
- b) その目的及び当該肖像を誰が見るかについて明確な協定を確保すること
- c) 要援護成年者が肖像を撮ることに異議を述べるか同意するかを調べて決定すること
- d) 要援護成年者の価値観と信念がわかっている場合は、求められている肖像がそれらと矛盾しないことを確実にしておくこと
- e) 当該要援護成年者に直接の利益があるかどうかを調べて決定すること
- f) 要求されている承認を与えるために、例えば時間を限定した承認などのような、特別な条件が必要であるかどうかを調べて決定すること
- g) 要援護成年者がさげすんだ見方で肖像に撮られることがないことを確実にすること
- h) その肖像を使用した結果として要援護成年者が食べ物にされることがないことを確実にすること
- i) ファイルノートですべての情報を文書で証明し、勧告の用意をすること

収集した情報を勘案した後、公的後見人代理人は以下の状況で要請された承認を付与することが許される。

その使用がもっぱら要援護成年者自身の訓練のためである場合

その肖像が要援護成年者の周囲の環境の外部の誰かに見せられることがない場合
その肖像が当該要援護成年者が直接に含まれない者には見せられない場合

当該肖像が他の目的で使用され、あるいは、要援護成年者のケアに直接含まれない者に見せられ、または、要援護成年者の周囲の環境の外部に見せられる場合は、その資料は公的後見人マネージャーによって検閲されなければならない。かかる場合において、公的後見人マネージャーは、適切な場合には、承認を与えるべきである。

IV-3-26 法的手続（調査に対する承認）

関連法規:

成年者援護法 10条(2g)

公的後見人が要援護成年者の後見人であり、要援護成年者の財産に関係のない法的手続を開始し、折衝し、和解する権能と権限を与えられている場合、公的後見人は要援護成年者が調査に加わることについての承認をすることが許される。

特に、「科学的な調査は、自然現象中で推定される諸関係に関する仮定的な命題についての、体系的で統制のとれた実証的で批判的な探求である」（フレッド N ケーリング、行動調査の基礎、1965,13頁）。しかしながら、承認を与える目的に関しては、科学的調査はいかなる場合でも、知識の基底を広げていくために、要援護成年者を含むデータあるいは彼の記録を体系的に収集し、あるいは、操作することに関係した限定された活動である。この定義は、正規のプログラム開発あるいはモニタリング、意思決定または日常活動に向けられた、通常の情報管理会議あるいは手続には当てはまらない。

調査に参加するための承認を要請された場合、公的後見人代理人は次のようにすべきである。

- a) 要援護成年者がその調査に参加することを希望するかどうかを調べて決定すること。要援護成年者が参加を希望しない場合は、調査者に承認は与えられないことを知らせること。この決定は文書に残しておくこと。
- b) 調査者に公的後見人事務所情報調査様式（様式はこのマニュアルに添付してある）をもれなく記載させること。
- c) 要援護成年者のために生じうる結果の明確で詳細な説明を確保すること、それには以下の事項を含む
 - 1) 当該要援護成年者が参加することから得るであろう潜在的な利益

- 2) 当該要援護成年者が直面する可能性のある潜在的なリスクと有害な結果を最少に抑えあるいは改善するのにふさわしい手続
- d) 要援護成年者に要請される制約時間についての明確で詳細な説明を確保すること、それには以下の事項を含む
 - 1) 調査が行われる時間の長さ
 - 2) 要援護成年者に対する特定の制約時間（週毎の会議の回数、観察期間の長さ、日毎の会議の時間、その他を含む）
- e) プライバシーと匿名性の保護のために適切に行われるべき措置の明確で詳細な説明を確保すること
- f) 要援護成年者はいつでも当該調査を辞退してよく、また、それができる方法を確認してよいことを確実にしておくこと
- g) 要請された承認を与えるために特別な条件（例えば、調査は社会活動を妨げてはならないなど）が必要かどうかを調査して決めること
- h) すべての情報を文書で残し、勧告に備えること
- i) 公的後見人マネージャーと情報と勧告を再検討すること。公的後見人マネージャーが当該調査すなわち当該情報への参加を支持している場合は、再検討と最終決定のために、公的後見人事務所情報調査票と当該勧告は、公的後見人あるいは公的後見人代理（Deputy）に転送されるべきである。

IV-3 27 法的手続（民事問題）

関連法規:

成年者援護法 10 条 (2g)

公的後見人が選任されている（かつ、その後見人は法的手続を開始し、折衝をし、和解を成立させる権能と権限を有する）要援護成年者に対して民事訴訟が提起され、あるいは、民事訴訟を提起すべきであるとの情報を入手した場合は、公的後見人事務所は以下のよう
にすべきである。

- a) 要援護成年者に民事訴訟が提起された場合
 - 1 以下の項目に関する概要を十分に収集すること

訴訟の性格とタイプ

当該訴訟を提起した者

原告代理人弁護士の氏名

当該訴訟が行われる時刻と場所

- 2 速やかに公的後見人マネージャーに知らせること
 - 3 公的後見人マネージャーは、当該問題が主に財産に関するものであるか、また、信託受託者がいるかどうかを調査するべきである。
 - 当該訴訟が財産に関するもので、公的信託受託者が受託者である場合は、公的後見人マネージャーは、公的信託受託者事務所すべての事項を知らせ訴訟の共同計画をとりまとめるべきである。この計画で要援護成年者のために必要な場合にはいずれの事務所が弁護士を手配し教えるかを決めておくべきである。
 - 当該訴訟が財産には関係のない場合（例えば、離婚や子の引き渡し）で公的信託受託者が受託者である場合、公的信託受託者は、注意して情勢を見ているべきであるが、公的後見人マネージャーが、弁護士の必要性を判断し、手配し教えるべきかを定める第一次的な責任を引き受けるべきである。
 - 当該訴訟が財産に関する場合で個人が私的な信託受託者になっている場合、公的後見人マネージャーは、当該受託者にすべての事項を知らせるべきである。公的後見人マネージャーは、当該訴訟が主として財産に関係のない場合は、訴訟の計画を立案する援助をしてよい。
 - 当該訴訟が財産に関係しており、信託受託者が以内場合は、公的後見人マネージャーは、信託受託者が選任されるようにすべきである。
 - 当該訴訟が財産には関係なく、信託受託者が以内場合は、公的後見人マネージャーが弁護士を手配し教えるべきである。公的後見人マネージャーは、要援護成年者によっては、本人ために法律扶助による弁護士によるべきか自前で依頼する弁護士によるべきかを取り決めるべきである。
 - 4 当該要援護成年者は、可能な場合はいつでも、手続にかかわる機会与えられなければならない。
- b) 要援護成年者のために民事訴訟が提起される場合
- 1 勧告を含めて提起しようとする民事訴訟に関する諸事項の概要をすべて得ておくこと

- 2 速やかに公的後見人マネージャーに知らせること
- 3 公的後見人マネージャーは、当該訴訟が要援護成年者の信託受託者に対する者でない限り、当該信託受託者と連絡を取り合うべきである。この場合、……
- 4 公的後見人マネージャーは、公的後見人に情報を伝えるべきである。

公的後見人事務所の情報調査様式

I 表題

II 調査者

当該調査者の調査資格をリストにし、簡潔に記述すること。(特に、当該プロジェクトのスーパーバイザーあるいは調査者責任者が誰であるかがわかるように配慮すること。)

III A. 調査分野においてその事項が当該調査とどのような関連性を持っているのか。すなわち、当該調査の目的は何か。また、それはどのような知的進歩をもたらすものなのか。

B. 要援護成年者が行なう仕事あるいは操作されるデータは如何なるものか。

C. 当該調査が行われる(使用される実験設備を含めて)環境に関する記述

D. 調査主題はいかなる要件によって選択されているのか。

E. 当該調査が行われる前にいかなる倫理上、方法論上のチェックが行われるか。

調査者の署名

日付

余白が十分でない場合は、後に頁を追加してください

日程

氏名

住所

都市/町

郵便番号

親愛なる ドクター

要援護成年者

に関する件

IV-3-29 ヘルスケア（全般的同意）

関連法規:

成年者援護法 第10(2h)

公的後見人が要援護成年者の後見人であり、要援護成年者の最良の利益となるヘルスケアに同意する権利・権限を与えられてきた場合、公的後見人代表は、公的後見人に代って、全般的なヘルスケアに同意を与える事が出来る。全般的ヘルスケアとは、認可を受けた専門家に処方された、長期にわたる投薬および長期の医療関係のプログラムをふくむ、全般的な症状の治療を指す。この同意は、要援護成年者が適当で時宜を得たヘルスケア治療あるいはサービスを確実に受けられる意図のもとに、毎日あるいは定期的に繰り返される手続きを、広く対象とする。公的後見人がヘルスケア上の決定をする権限を持っており、例年の全般的ヘルスケア同意が申請されているかどうか明らかでない場合は、用意された手紙を一部、要援護成年者の医師まで送られたい。

公的後見人代表は、以下の事を守り、全般的ヘルスケアに同意できる。

- 1 同意を与えるに先立ち、全般的な症状、投薬および治療計画が明らかにされ、書面化されなければならない。
- 2 同意を与えるに先立ち、投薬および治療計画が、要援護成年者にとって適当であると評価されねばならない。
- 3 全体としての同意に例外があれば、記録されねばならない。
- 4 全般的ヘルスケアへの同意は、1年をこえてはならない。
- 5 公的後見人代表が同意する全般的ヘルスケアのプログラムは、「要援護成年者の症状、投薬あるいは治療計画に実質的変化があった場合、医師が責任を持って公的後見人のオフィスに知らせる」という一項を含まなければならない。公的後見人代表が、こうした変化を実質的なものとする場合、それは書面化されねばならず、さらに、適当なものであれば、新たに同意が与えられねばならない。
- 6 通常、公的後見人のオフィスが同意を与える全般的ヘルスケア計画に含まれると考えられる症状は、次の通り。
 - ・再発性のものを含む、一般的な感染症。短期間で比較的軽症のもの。
 - ・慢性的な心血管症治療
 - ・糖尿病（食餌、皮膚、足のケアに関連するもの）
 - ・癩癩

- ・心理療法、足病治療、職業療法等、特殊な治療。慢性の症状のために意思から指示があった場合。
- ・一般的皮膚のケア
- ・受動的な体操と位置調整。
- ・定期的な歯の点検、衛生上の手続き
- ・局部麻酔

次に、公的後見人の全般的ヘルスケアへの同意文書を一部載せる。この書類への一般的な書き込み方は次の通り。

パート I ・項目ごとに書き込む・

パート II ・治療中の各症状を列挙し、概括的説明を加える。

- ・各症状、問題の深刻さ、予測される長さ、治療の長期的な目的、代替治療の概略を述べる。
- ・各症状と提案されている治療の概略を述べる。特定の薬品および投薬がすべての症状に必要なではないとしても、向精神薬の名称、投薬法、頻度はすべて記録されねばならない。

パート IV ・項目ごとに書き込む

パート V ・項目ごとに書き込む

IV-3-30 ヘルスケア（特定の同意）

関連法規:

成年者援護法 第 10 条(2h)

公的後見人が要援護成年者の後見人であり、要援護成年者の最良の利益となるヘルスケアに同意する権利・権限を認められてきた場合、公的後見人代表は、公的後見人に代って、特定のヘルスケア手続きに同意を与える事が出来る。特定のヘルスケア同意は、全般的なヘルスケア同意では十分でない症状に対し、特定の検査あるいは治療が（継続あるいは中止を）求められる場合、必ず与えられなければならない。

特定のヘルスケア同意に先立って、以下のような事が行われる。

- a) 公的後見人代表は、適当なヘルスケア専門家に相談し、最小限でも次の事を確かめて文書化する。
 - 1) 現在の医療問題あるいは症状の説明。
 - 2) 検査および／あるいは治療の選択肢の説明。ヘルスケア専門家に勧められている選択肢をふくむ。

- 3) 検査および／あるいは治療の各選択肢について、数字をあげた（できればパーセンテージ）リスクと利益の説明。
 - 4) 現在の治療（あれば）を続けた場合、また、検査および／あるいは治療を続けない場合に、予想される結果
 - 5) 検査および／あるいは治療を実施しようとする人物。
 - 6) 勧められている検査および／あるいは治療が実施される場所と時。
- b) 検査および／あるいは治療を進めるかどうかについて、疑問となる点がある場合、セカンド・オピニオンを求めるかどうか、公的後見人マネージャーに相談する。
 - c) 公的後見人マネージャーは、現在の「ケア」に関わっていない医師のセカンド・オピニオンを求めるかどうか決定する。決定の理由は文書化される。
 - d) セカンド・オピニオンが提出され、主治医の意見と食い違う場合、公的後見人はアドバイスを受けた上でいずれかの治療に同意し、権限を与える。
 - e) 公的後見人マネージャーが、要請された手続きは、潜在的に命に関わるとか深刻な合併症を持つと考えた場合、および／あるいは、主治医が相反する複数の意見を出したり、受け入れがたい（公的後見人が同意を勧めない）提案をしている場合、公的後見人マネージャーは、最終判断に先立ち、公的後見人と相談しなければならない。

特定の同意は、通常、申請施設内で、二人のヘルスケアスタッフに口頭で与えられ、その後、休日を除いて3日以内に、書面化される。

IV-3-31 ヘルスケア（中絶）

関連法規:

成年者援護法 第10条(2h), 第11条

犯罪コード 第251条

法的後見人のオフィスがこうした状況でどの程度、またどんな種類の関わりを持つかは、後見者が誰であるか、権威・権限が認められる範疇は何かなど、個々の状況による。

a) 公的後見人

公的後見人が要援護成年者の援護をし、権威と権限を認められており、オフィスが様援護成年者が妊娠しているのをした場合、公的後見人代表は次の様なことをする。

- 1 ただちに地域マネージャーと公的後見人の注意を促す。
- 2 最小限下記の情報を得て、文書化する。
 - ・ 要援護成年者の妊娠週数
 - ・ 要援護成年者の肉体、感情、精神的状態
 - ・ 現在受けている医療の一覧を含め、要援護成年者が直面している特殊な状況あるいは危機（医療上あるいは心理的なもの）
 - ・ 特定の関連検査はどういうものが終了したか（結果も）、ないしは必要とされているか。
 - ・ 妊娠継続（出産を含む）が要援護成年者にとって肉体的／心理的にどの程度の不利益をもたらすかを文書で示した、医師の意見。
 - ・ 妊娠の終結が要援護成年者にとって肉体的／心理的にどの程度の不利益をもたらすかを文書で示した、医師の意見。
 - ・ 提案されている中絶方法とそのリスク。
 - ・ 他の中絶方法とそのリスク。
 - ・ 妊娠と中絶に関係する範囲での、要援護成年者の見解、価値観、信条。
 - ・ 要援護成年者が妊娠を理解している（全般的および自身の特定のケースについて）程度、および（いる場合は）これらの問題を彼女と話しあった人物。
 - ・ 要援護成年者が妊娠と中絶について抱いている文化・宗教上の見解。
 - ・ 当人が妊娠の経緯を知っているかどうか、例外的な状況（レイプ、近親相姦）、交際に同意する能力があるかどうか
 - ・ 父親とされる人物が不明かどうかおよび／あるいは要援護成年者が彼を認識し得るかどうか。
 - ・ もし家族がいればその見解、またそれが要援護成年者のそれと一致しているかどうか
 - ・ 要援護成年者が子育てを出来るかどうか、またこの点についての彼女の希望。
- 3 地域マネージャーと共に書面化された情報を再検討し、提案を固める。

- 4 集めた書類と提案を公的後見人に送る。

提案と書面を受け取った公的後見人がすること

- 1 文書を検討し、必要な場合は説明を求める
- 2 勧められた中絶が要援護成年法のセクション11に適っているかどうか決定する。
- 3 同意を与えるかどうか決定する。

b) 個人的後見人